

熊本市就学援助要綱

制定	昭和44年	4月	1日	教育長決裁
改正	平成7年	4月	1日	教育長決裁
	平成15年	4月	1日	教育長決裁
	平成16年	4月	1日	教育長決裁
	平成18年	4月	1日	教育長決裁
	平成19年	4月	1日	教育長決裁
	平成20年	4月	1日	教育長決裁
	平成21年	4月	1日	教育長決裁
	平成22年10月	1日	学務課長決裁	
	平成28年	4月	1日	教育長決裁
	平成28年11月14日			教育長決裁
	平成29年	9月21日		学務課長決裁
	平成30年	1月12日		教育長決裁
	平成31年	3月7日		教育長決裁
	令和2年	1月31日		教育長決裁
	令和2年	4月1日		指導課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市就学援助規則（平成27年教委規則第10号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則において使用する用語の例による。

(就学援助の種類)

第3条 規則第4条の規定により教育長が定める就学に必要な援助（以下「就学援助」という。）の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学用品費等（学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費をいう。）
- (2) 補助教材費
- (3) 新入学児童生徒学用品費
- (4) 修学旅行費
- (5) 通学費
- (6) 医療費（学校保健安全法施行令（昭和33年政令174号）第8条に定める疾病に係るものに限る。）
- (7) 学校給食費
- (8) 校外活動費（宿泊を伴うものをいう。）

2 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）については、前項各号に掲げる就学援助のうち、同項第4号及び第6号を支給の対象とするものとする。

3 規則第3条第1項第2号又は第3号に該当し、熊本県立中学校に在籍する生徒の保護者等については、第1項各号に掲げる就学援助のうち、同項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号及び第8号を支給の対象とすることができる。

(申請)

第4条 規則第6条に規定する校長（以下「校長」という。）は、同条の規定により就学援助を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）から就学援助申請書（以下「申請書」という。）が提出されたときは、教育的立場から作成した世帯票を添えて、教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(委任)

第5条 就学援助の認定を受けた申請者（以下「被認定者」という。）は、第3条第1項第1号から第3号までの就学援助に係る請求及び過誤払金の返納に関する一切の権限を指導課長に、第4号から第8号（ただし、第6号を除く。）までについては、校長に委任するものとする。

2 被保護者は、第3条第1項第4号の就学援助に係る請求、受領及び過誤払金の返納に関する一切の権限を校長に委任するものとする。

3 第3条第1項第1号から第3号について、被認定者から手渡しの申し出があった場合は、その受領に関する権限を校長に委任することができる。

(支給時期)

第6条 第3条第1項第1号及び第2号に係る就学援助については、年度支給額を2回に分け、原則として、前期分(4月～9月分)を6月、後期分(10月～3月分)を11月に支給するものとする。ただし、年度途中の被認定者に対しては、随時支給するものとする。

2 第3条第1項第3号に係る就学援助については、原則として、6月に支給するものとする。ただし、入学予定者の保護者等が入学する前に支給を希望する場合は、就学する年度の前の年度の3月に支給するものとする。

3 第3条第1項第4号から第8号(ただし、第6号を除く。)までに係る就学援助については、随時支給するものとする。

4 第3条第1項第6号に係る就学援助については、現物給付によることを原則とし、現物給付が困難であると認められるものに限り、現物給付に代えてその費用を支給することができる。

(補助教材費支給基準)

第7条 前条第1項の場合において、当該支給日までに被認定者が本市に住所を有しなくなった場合は、本市に住所を有していた期間に応じて支給する。ただし、第3条第1項第2号については、この限りでない。

2 令和2年度における第3条第1項第2号の支給の対象者は、次の表に定めるとおりとする。

年度	支給の対象者
令和2年度	小学校 第4学年から第6学年までに在学する者

(本市に住所を有する者)

第8条 規則第12条第3号の本市の区域内に住所を有する者とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条に規定する住民基本台帳に本市の住民として記録されている者又は本市の区域内に現に居住している者とする。

(精算報告)

第9条 校長は、市長に対し、当該会計年度末までに、就学援助の支給に係る精算報告を行わなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。